

# 城西國際大學學則（抄）

城西國際大學學則（抄）

# 城西国際大学学則（抄）

（平成23年度（国）学則第4号）

## 第1章 目的、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント

第1条 城西国際大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的の達成に向けて自ら点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを展開し、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本学では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するために必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部・学科及び教育研究上の目的

第2条 本学に経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部及び看護学部を置く。

2 前項の学部に次の学科を置く。

経営情報学部 総合経営学科

国際人文学部 国際文化学科

国際交流学科

福祉総合学部 福祉総合学科

薬学部 医療薬学科

メディア学部 メディア情報学科

観光学部 ウェルネスツーリズム学科

環境社会学部 環境社会学科

看護学部 看護学科

3 前項の学部・学科の教育研究上の目的は次の通りとする。

(1) 経営情報学部は、グローバルとローカルの統合的な視点を持ち、企業や社会が求める「考える力」「気づく力」「創り出す力」と、実行力豊かな「マネジメント力」を備えた人材を育成する。

(2) 国際人文学部は、語学力とグローバル・センス、社会人に必要な知識とスキルを十分に身につけ、国際社会で強いリーダーシップを発揮できる人材を育成する。

① 国際文化学科は、国際的な視野をもって語学力と異文化理解に優れ、柔軟な発想と行動力を備えた人材を育成する。

- ② 国際交流学科は、実践的な語学力と国際交流のための知識とコミュニケーション能力を身につけた人材を育成する。
- (3) 福祉総合学部は、福祉を巡る社会環境に対応し、我が国が直面している少子高齢社会を支え、持続可能な社会の実現に貢献できる福祉人材を育成する。
- (4) 薬学部は、超高齢社会において、質が高く安心・安全な医療を提供できる薬剤師を育成する。
- (5) メディア学部は、「表現力」「コミュニケーション力」「コラボレーション力」を高め、複合的にビジネスコミュニケーションを展開できる創造的な人材を育成する。
- (6) 観光学部は、社会が求めるスキルと新たな価値を創造する視点を備え、これからの観光分野、地域社会に貢献できる人材を育成する。
- (7) 環境社会学部は、地球規模の国際的な視野を身につけ、地域社会の活性化、自然共生型社会の設計及び「緑」の活用等に積極的に貢献し、環境に配慮した健康なライフスタイルの普及と持続可能な社会の形成に寄与できる高度専門職業人を育成する。
- (8) 看護学部は、学際的知見に裏付けられた新しい時代の看護を目指し、人の尊厳を守り、人間性豊かで、異文化理解や薬学、福祉に明るい、探究心と倫理性を兼ね備えた看護職者を育成する。

### 第3章 修業年限及び収容定員

第3条 本学の修業年限は次のとおりとする。

- (1) 経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部及び看護学部の修業年限は4年とし、在学年数は8年を超えることができない。
- (2) 薬学部の修業年限は6年とし、在学年数は12年を超えることができない。
- (3) 大学入学前に本学のカリキュラムに則して一定の単位を修得したものが本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第4条 本学各学部の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
経営情報学部	総合経営学科	460名	20名	1,880名
国際人文学部	国際文化学科	80名	—	320名
	国際交流学科	120名	10名	500名
福祉総合学部	福祉総合学科	160名	5名	650名
薬学部	医療薬学科	130名	—	780名
メディア学部	メディア情報学科	280名	20名	1,160名

観光学部	ウェルネス ツーリズム学科	100名	—	400名
環境社会学部	環境社会学科	80名	—	320名
看護学部	看護学科	100名	—	400名

#### 第4章 職員組織

第5条 本学に次の職員を置く。

学 長  
副 学 長  
教 授  
准 教 授  
講 師  
助 教  
助 手  
事 務 局 長  
事 務 職 員  
技 術 職 員

- 2 前項の外に必要なに応じて他の職員を置くことができる。
- 3 職員に関する規定は別に定める。

#### 第5章 教授会

第6条 各学部に教授会を置き、それぞれ所属の専任教授をもって組織する。

- 2 学部長は、学部教授会を招集してその議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、学部長が予め指名した者が議長を代行する。
- 3 学部教授会が必要と認めるときは、所属学部の准教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。
- 4 学部教授会構成員の三分の一以上の要求があったとき、学部長は当該学部教授会を招集しなければならない。
- 5 学部教授会運営に関する規定は、各学部において別に定める。

第7条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関すること。
- (2) 教育課程及び授業に関すること。
- (3) 学生の入学及び退学に関すること。
- (4) 学生の試験及び卒業に関すること。
- (5) 学生の補導及び賞罰に関すること。
- (6) 教授、准教授、講師、助教及び助手の候補者の推薦並びに退職に関すること。
- (7) その他学長の諮問に関すること。

## 第6章 学年・学期及び休業日

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 学年は、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定により年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含む35週とする。

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 4月28日

(4) 春期休業 3月21日から3月31日まで

(5) 夏期休業 8月1日から8月31日まで

(6) 冬期休業 12月26日から翌年1月8日まで

2 学長は必要により前項第4号から第6号までの休業日を変更し、あるいは臨時に休業し、又は休業日に実験・実習・演習等を課することができる。

## 第7章 授業科目及び単位

第11条 授業科目は、学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群・特設科目群・自由科目群及び教職に関する専門教育科目とする。

第12条 前条の科目は、必修・選択及び自由科目の3種とし、講義・演習・実験・実習及び実技により行う。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第14条 各学部において開設する授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

## 第8章 履修規定

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

## 第19条 削除

第20条 学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群及び特設科目群の中より、各学部・学科所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

2 他の学部又は他の学科の授業科目は、許可を得て履修することができる。

第21条 履修する授業科目は、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

第22条 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第23条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学期末又は学年末に行う。

第24条 いずれの授業科目も、授業時数の三分の一以上欠席した場合には、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。

なお、この場合には別に定める追試験を受けることができる。

第25条 各授業科目の成績評価は次の記号で表す。

(合格)	(不合格)
S：100～90点	(正規試験)
A：89～80点	F：59点以下（再試験受験可）
B：79～70点	T：追試験受験可
C：69～60点	Z：追・再試験の受験資格なし
	(追・再試験)
	D：59点以下
	E：未受験

## 第9章 卒業及び学位

第26条 卒業資格を得るためには、学部・学科の定める授業科目のなかから、経営情報学部は124単位以上、国際人文学部は126単位以上、福祉総合学部は124単位以上、薬学部は190単位以上、メディア学部は126単位以上、観光学部は124単位以上、環境社会学部は124単位以上、看護学部は126単位以上修得しなければならない。ただし、自由科目の単位は、卒業に必要な単位数には算入されない。

2 第3条に規定する修業年限を在学し、学部・学科の教育課程に従って、所定の単位を取得した者には学位記を授与する。

## 第27条 削除

第28条 卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

経営情報学部	総合経営学科	学士（経営情報）
国際人文学部	国際文化学科	学士（国際文化）
	国際交流学科	学士（国際交流）
福祉総合学部	福祉総合学科	学士（福祉総合）
薬学部	医療薬学科	学士（薬学）

メディア学部	メディア情報学科	学士（メディア情報）
観光学部	ウェルネスツーリズム学科	学士（観光学）
環境社会学部	環境社会学科	学士（社会学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

2 学位の授与については、本学学位規程に定めるところによる。

## 第10章 入学・学士入学・編入学・転入学・留学・休学及び退学

第29条 入学の時期は、学期の始めとする。

第30条 学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で、相当の年齢に達した者

第31条 入学を志願する者は、本学所定の手続によって願出のものとする。

第32条 入学を許可された者は、誓約書を添え、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第33条 本学に学士入学、他の大学から本学に編・転入学、又は学内において転部もしくは転科を希望する者は、その学部に欠員のある場合選考によって許可することがある。ただし、その時期は、学期の始めとする。

2 他の大学へ転学を希望する者は、所属学部長に転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第34条 学士入学、編入学又は転入学を許可された者の本学入学のための諸手続は、第32条の規定に準じて行い、かつ前大学において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

第35条 学士入学、編・転入学、又は転部した者は、その学部に2年以上在学しなければ卒業することはできない。

2 学士入学、編・転入学、又は転部に関して、本章各条に規定しない事項については別に定め



る細則による。

第36条の1 教育上有益と認められるときは、本学が協定、又は認定した外国の大学の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

第36条の2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学及び短期大学・高等専門学校の特攻科において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、前項の規定以外に文部科学大臣の定める学修をおこなった場合、その成果を本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。ただし、編入学、転学等の場合については、適用しないものとする。

第37条 病気その他やむをえない事情により、引きつづき3か月以上出席することのできない者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、休学期間は1年以内とし、更に休学を要する者は、前項により許可を得て更に休学することができる。

なお、外国人留学生で、兵役のため休学する者は、学長に願い出て、その期間休学することができる。

2 休学期間の通算年限は4年とする。

3 前項の規定にかかわらず、薬学部医療薬学科の休学期間の通算年限は6年とする。

第38条 休学者は、原則として学期又は学年の始めでなければ、復学することができない。

第39条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第40条 病気その他やむをえない事情により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

第41条 正当な事由で退学した者が当該学部に入学を志望したときは、選考のうえ許可することがある。

この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。

### 第11章 入学検定料・入学金及び授業料等

第42条 入学を志望する者は、第31条に定める手続とともに別表(1)の入学検定料を納めなければならない。

第43条 入学を許可された者は、第32条に定める手続とともに別表(1)の入学金及び授業料ならびに施設設備費を納めなければならない。

第44条 授業料は、別表(1)により4月及び10月の二期に分けて納めるものとする。ただし、年額をもって一括に納めることができる。



2 施設設備費は、別表(1)により指定された期日までに納めなければならない。

第45条 一度納めた学費は、原則として返還しない。

第46条 停学を命じられた者は、停学期間中の授業料及び施設設備費は納めなければならない。

2 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設設備費の半額を免除する。ただし、外国人留学生で兵役のため休学する者は、兵役在籍料を納付することとする。

第47条 授業料及び施設設備費の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者は除籍する。

### 第12章 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生

第48条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて入学を委託された者は、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

第49条 委託生の入学資格は、第30条の規定を準用する。

第50条 委託生として4年以上在学して、学部学科の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者には卒業証書を授与する。

第51条 委託生の授業料その他納付金は別表(1)による。

第52条 外国人学生の入学及び転入学については、日本人学生に関する規定を準用する。ただし、講義を理解し得る程度の日本語の能力を必要とする。

第53条 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生に関して、本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

### 第13章 科目等履修生

第54条 学部の授業科目のうちの1科目、又は数科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として入学を許可することがある。

第55条 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。

第56条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、学期又は学年の始めに願出するものとする。

第57条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在学年数に換算しない。

第58条 科目等履修生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第59条 科目等履修生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

### 第14章 研究生

第60条 各学部において、特殊な研究に従事しようとする者に対しては、研究生として入学を許可することがある。

第61条 研究生として入学することのできる者は、その学部において、選考のうえ適当と認められる者とする。

第62条 研究生として入学を志願する者は、所定の出願書類に、研究題目・研究計画を記載して

願い出るものとする。

第63条 研究生の在学年限は1年とする。ただし、事情によっては、期間の延長を願い出ることができる。

第64条 研究生は、指導教員の指導に従って、研究に従事するものとする。

2 研究生は、指導教員及び担任教員の承諾を得て、学部の講義・実験及び演習に出席することができる。

3 研究生として相当の成績を示したと認められる者には、研究証明書を与える。

第65条 研究生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第66条 研究生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

### 第15章 賞 罰

第67条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

- (1) 品行・学力ともに優秀な者
- (2) 篤行のあった者

第68条 学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は訓告・停学及び退学とする。

第69条 次の各号の一に該当する者は、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第16章 教育職員免許状取得のための課程

第70条 本学に教育職員免許状取得のための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

2 本学において資格の取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表(3の1)のとおりとする。

3 教員の資格を得ようとする者は、別に定める、教科に関する専門教育科目、教職に関する専門教育科目、養護に関する専門教育科目、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定められている科目を必要に応じ履修しなければならない。

4 中学校教諭、高等学校教諭及び養護教諭に係わる教職に関する専門教育科目及び単位数は、学科共通科目として別表(3の2)のとおりとする。

5 前項の専門教育科目は自由科目とし、卒業に必要な単位数に加えない。

6 教職課程の運営及び履修方法については、別に定める。

### 第17章 学芸員の資格取得に関する課程

第71条 本学に学芸員の資格取得に関する課程（以下「学芸員課程」という。）を置く。

2 学芸員課程履修細則及び学芸員課程の運営に関する細則は、別に定める。

## 第18章 保育士及び幼稚園教育職員免許状の資格取得に関する課程

第72条 指定保育士養成施設及び幼稚園教諭教職課程として、福祉総合学部福祉総合学科子ども福祉コースを置く。

- 2 指定保育士養成施設に関する細則は、別に定める。
- 3 幼稚園教育職員免許状に関する細則は、別に定める。

## 第19章 介護福祉士の資格取得に関する課程

第73条 介護福祉士養成施設として、福祉総合学部福祉総合学科介護福祉コースを置く。

- 2 介護福祉士養成施設に関する細則は、別に定める。

## 第20章 留学生別科

第74条 本学に留学生別科を置く。

- 2 前項に次の課程を設け、学生定員は次のとおりとする。

日本文化・ビジネス専修課程 20名

日本語専修課程 60名

- 3 留学生別科に関する細則は、別に定める。

## 第21章 図書館

第75条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の管理運営、その他必要な事項は別に定める。

## 第22章 公開講座

第76条 本学に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関する規程は別に定める。

## 第23章 雑 則

第77条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他、その執行について必要な細則は別に定める。

## 第24章 改 正

第78条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 本 学 則 は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

改正条文 第5条, 第6条, 第7条

- 2 ただし、平成19年3月31日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年度(国)学則第4号)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度(国)学則第1号)

この改正は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度(国)学則第3号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

別表(1) 入学検定料・入学金及び授業料等

学納金	学生種別 学部学生 (委託生を含む)	研 究 生	科目等履修生	
			本学卒業生	本学卒業生以外
入 学 検 定 料	円	円	円	円
入 学 料	35,000	15,000	5,000	25,000
経営情報学部	300,000	100,000		
国際人文学部	300,000	100,000		
福祉総合学部	300,000	100,000		
薬 学 部	400,000	300,000		
メディア学部	300,000	100,000		
観 光 学 部	300,000	100,000		
環境社会学部	300,000	100,000		
看 護 学 部	300,000	100,000		
授 業 料			1 単位に付 10,000 (各学部共)	1 単位に付 10,000 (各学部共)
経営情報学部	770,000	270,000		
国際人文学部	770,000	270,000		
福祉総合学部	770,000	270,000		
薬 学 部	1,430,000	715,000		
メディア学部	770,000	270,000		
観 光 学 部	770,000	270,000		
環境社会学部	770,000	270,000		
看 護 学 部	1,000,000	500,000		
在 籍 料			30,000	30,000
施 設 設 備 費				
経営情報学部	初年度 240,000 次年度以降 300,000	120,000		
国際人文学部	初年度 240,000 次年度以降 300,000	120,000		
福祉総合学部	初年度 240,000 次年度以降 300,000	120,000		
薬 学 部	初年度 186,000 次年度以降(前期) 333,000 次年度以降(後期) 333,000	250,000		
メディア学部	初年度 240,000 次年度以降 300,000	120,000		
観 光 学 部	初年度 240,000 次年度以降 300,000	120,000		
環境社会学部	初年度 240,000 次年度以降 300,000	120,000		
看 護 学 部	毎年度 350,000	300,000		
実 習 費				
看 護 学 部	毎年度 200,000	200,000		

- (注) 1. 日本国外から志望する外国人留学生については、入学検定料を減額することができる。
2. 入学試験区分ごとに併願を志望する者には、入学検定料を減額することがある。
3. 社会人入学試験にて入学した学生については、授業料・施設設備費を減額することがある。
4. 委託生の入学金及び授業料は、予定在学期間及び履修授業科目数等により減額することがある。
5. 研究生のうち本学卒業生については、入学金を免除し、授業料も減額することがある。
6. 研究生には、研究内容等により必要経費を別途負担させることがある。
7. 施設設備費は、下記のとおり納入するものとする。  
初年度 後期(10月)に納入  
次年度以降 前期(4月)に納入。ただし薬学部については、前・後期の分納とする。
8. 外国人留学生で兵役のため休学する者は、兵役在籍料として年額10,000円を納入するものとする。

